

第9回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 9 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 7 年 3 月 2 5 日（水曜日）午後 2 時 0 0 分開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 開 議
- 日程第 3 議事録署名委員の指名 8 番 田中 明委員 9 番 萩原正弘委員
- 日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請承認について
議案第 4 号 農業委員会職員の任免の承認について
- 日程第 5 協議事項 ① 4 月の農業委員会総会の日程について
② 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
③ 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
④ 平成 2 7 年度農産物共進会実行委員会委員及び 2 0 1 5 和光市民まつり実行委員の選出について
⑤ その他
- 日程第 6 諸報告 ① 会長専決
② 平成 2 7 年度農業関連予算の説明について
③ その他
- 日程第 7 閉 会 午後 4 時 0 0 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	山田利久君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） みなさん、こんにちは。全委員さんお集まりですので、ただいまから第9回の農業委員会を始めます。

○柴崎会長 こんにちは。

本日は、農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。

平成26年度の最後の農業委員会総会になりますが、この度、人事異動がありまして、今のメンバーでは今回が最後になるかと思えます。よろしく願いいたします。

それから連絡になりますが、昨日、埼玉県農業会議の農業委員会の会長の会議の中で、今後の農業委員会改革のスケジュールの説明がありました。4月の頭に自民党で案を出して、6月の国会で承認されて、それで7月1日ぐらいに公布されて、それから市や県の条例改正等がありまして、来年の4月に新しく農業委員会法が施行されるというようなスケジュールでいっているということの報告がありました。連絡事項として、報告しておきます。

それでは、第9回和光市農業委員会総会を始めたいと思います。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名人ですが、8番、田中明委員、9番、萩原正弘委員をお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 議案第1号については、A委員が申請人になっており、和光市農業委員会会議規則第10条に、農業委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと、議事参与の制限が定められております。このため、

当議案の採決が終わるまでの間、A委員の退席をお願いいたします。

(A委員退室)

○柴崎議長 それでは、補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、農地法第3条の許可申請でありまして、農地を農地のまま使用する目的で権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となりまして、農地法第3条は、市町村の農業委員会が許可権者となりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

今回の案件は、市内農業者のAさんが譲受人であります。譲渡人のBさんが所有する農地の所有権を移転するという内容の申請であります。

申請概要としては、議案書にあるとおりですので割愛させていただきますが、許可要件と照らし合わせていきますと、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかという要件ですが、3月20日に山田春雄委員とともに、Aさん及び世帯員の方が所有されている全ての農地を調査しましたが、違反地、不耕作地はありませんでした。農機具の保有状況としましては、耕運機2台、トラック1台、軽トラック1台、防除機1台を保有しております。

労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は、年間従事日数250日、その他の世帯員の方については、奥様が200日、息子のCさんが150日、息子の奥様が150日という形で農業に従事されております。

農業の技術面についてですが、Aさんご自身の農業従事歴が45年、奥様が30年、息子のC様が10年、息子さんの奥様が6年となっております。

所有している農地の写真をお回しいたします。

(写真回覧)

回覧した写真を確認していただいておりますが、農業技術について問題ないと考えられます。通作距離としましても、ご自宅から申請地までは1キロ圏内に位置しており、問題ないと思われまます。

続いて、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件についてですが、世帯として年間150日以上従事している状況ですので、問題ございません。

次に、下限面積の要件についてですが、下限面積というのは、新たに農地を取得しようとする者、つまり、譲受人及び世帯員が既に所有している農地と新たに取得する農地の面積の合計が5,000平米以上に達しなければならないというものですが、譲受人は現在既に1万

5,000平米を所有、耕作しており、問題ございません。

最後に、地域との調和要件ですが、譲受人が所有している農地に近接していて、春にはツバキの苗木を定植する予定にしており、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障を生じさせるような問題は特にはないと思われまます。

これらの点を踏まえまして、全て3条の許可要件を満たしているものと思われまます。

説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたが、現地調査は山田春雄委員が行われましたが、結果はいかがでしたでしょうか。

○山田（春）委員 きれいに耕作してありまして、別に問題はございません。

○柴崎議長 ありがとうございます。

続きまして、質問、ご意見等あったらお願いいたします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

それでは、A委員に入室していただきます。

（A委員入室）

議案第2－1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案第2－1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第2－1号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で農地以外のものに転用す

るための申請になります。

申請の経緯について説明いたします。

申請者のDさんは、高齢でもあり、現在施設に入所中ということで農作業が困難になっており、ご家族も会社に勤務しているため、農業経営の縮小を考えております。このような折に、江東区辰巳に事業所を構えるE株式会社が、現在使用している駐車場の返還を求められ、代替地を探していることを聞き及び、Dさんの自己資金で駐車場を造成し、E株式会社に貸し出しすることで賃貸借契約の合意に至ったことから、貸駐車場を目的として転用の申請が提出されました。

続きまして、申請地の利用計画について説明いたしますので、図面をご覧ください。

申請地は、東側を開口部とし、幅10メートルの出入口を設けます。場内全体は、掘削を行った上、平均15センチの厚さで砕石を敷きます。南側開口部から10メートルの幅で8メートルのところまでは、35センチ掘削した後、20センチの砕石の上に15センチの厚さでコンクリート舗装を行い、傾斜をつけて道路面と高さを合わせます。周囲については、西側隣地境界はブロック2段積みで施工し、北側と南側隣地境界は、東側道路境界から2メートルまではブロック4段積みで施工し、そこから西方向へブロック2段積みで施工、そして3方の境界を囲みます。東側道路境界は、中央10メートルの開口部を除いて、4段積みブロックを施工します。また、東側道路境界及び西側水路境界に関しましては、道路安全課と協議済みであり、特段の措置は不要との回答を得ております。水道施設や照明施設の設置は行いません。

申請地の使用予定者であるE株式会社は、一般貨物自動車運送を主たる業務とし、本店所在地は江東区辰巳3丁目**番*号です。E株式会社は現在、江戸川区臨海町6丁目*番*号及び江戸川区臨海町2丁目*番*号を駐車場として使用しておりますが、所有者から退去を求められており、代替地を探しておりました。当該申請地は、高速道路のインターチェンジからほど近く、近隣に取引業者も多いことから、一括で借りて使用したいとのことです。申請地には、10トントラック4台、4トントラック20台、2トントラック13台、1トントラック10台、軽自動車10台を収容する予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず、他法令との調整は必要ございません。

また、資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、融資証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置により、予定台数の収容が可能であると思

われますので、妥当であると判断できます。

周辺農地への影響ですが、今回、北側のみ農地に接しておりますが、申請地の北側隣地に対しては、ブロック 2 段積みを設置し、砂利等の飛散を防除しており、フェンス等の設置予定もないので、日照、通風等への影響もなく、影響はない見通しになります。

計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの利用を確約しております。

隣地所有者の同意につきましては、北側隣地所有者である F さんより、何ら異議なく合意を得ております。

農地区分になりますが、施行規則第 43 条第 1 号、水道・下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、申請地から 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設が存する状況であり、転用可能な第 3 種農地と判断できます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案は参考人を呼んでおりますが、参考人に入ってもらってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、参考人、お願いします。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請者 D さんの代理人といたしまして、株式会社 G の H さんと I さんに来ていただきました。

H さん、I さん、本日はご苦労さまです。よろしくお願いいたします。まず、この議案について説明していただき、委員の皆さんからの質問を受けていただきますようお願いいたします。それから、発言は指名してからお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○参考人 (I) 私、株式会社 G 和光支店の I と申します。本日はよろしくお願いいたします。

まず、当該土地を農地転用する経緯ですが、所有者である D 様は、平成 27 年 3 月 1 日現在、施設に入所中のため、畑に作物をつくるのが著しく困難な状況にあります。また、ご家族も会社のほうに勤務していることから、同様に、農業に従事することはとても難しい状況にあります。そこで、土地の使い道に困っていたところ、ちょうど E 株式会社という運送会社が駐車場の土地を探しているということでお話をいただき、賃貸借契約を合意するに至りま

した。

また、工事についてですが、両脇隣地にご迷惑をかけないように、ブロックを積んで工事をいたします。また、前面道路、及び西側水路につきまして、道路安全課と協議をしまして了承を得られております。また、道路に砂利が出ないように、入り口の一部はコンクリートで敷く予定になっております。

以上です。

○柴崎議長 よろしいですか。

それでは、委員の皆さんのほうから質問があったらお願いいたします。

加山委員。

○加山委員 今、施設に入所中ということでお話しされたんですけども、本人はどんな状態なんですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） GのHと申します。よろしく申し上げます。

今のご質問なんですが、ご本人は、お話しはちゃんとできる状態ではあるんですが、俗にいう介護施設といいますか、そういった施設に入所をしております、畑に出るのは全くできない状態ということであります。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 そうすると、本人からの委任状か何かを携えて一応依頼を受けているということですね。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） はい、委任状は、D様のお名前のものでいただいております。

○柴崎議長 よろしいですか、加山委員。

○加山委員 わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

齋藤委員。

○齋藤委員 これは50台以上の車が入っているんですけども、図面を見ると。それで、奥のほうの車は出入りできるのですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） そうですね、図面上50台入っておりますが、あくまでも一番多いときの状態の図面をつくらせていただいております、農業委員会の事務局からも、全部で何台あるんだ

と、一番多くとまるときは何台とまるんだということと言われて、台数を入れさせていただいています。

ただ、常に24時間仕事で動いていますので、この台数がとまっている日程というのは、1年に1回か2回、1日か2日、その程度だという話は聞いております。

○柴崎議長 齋藤委員。

よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

石田委員。

○石田委員 一番多くの車が駐車する時についてお聞きしますが、例えば奥のほうのトラックの出入りの際に、道路に一時的にとめたりということはありますか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 先ほどのご説明どおり、半分ぐらいが常に動いている状態かと思っておりますので、半分以下の台数になっているときも多々あるかと思っております。基本的には、結構交通量がある通りですので、少し停車するだけでも迷惑をかけてしまうような状況かと思っております。その辺は、お借りになるEも認識はしておりまして、恐らくトラックなのでとめることができないと思っております。

○柴崎議長 石田委員、よろしいですか。

ほかに質問ある方。

加山委員。

○加山委員 今回の図面の関係なんですけれども、この施工図面だと20メートル掛ける47メートルということなんですけれども、これは利用計画だと50メートル掛ける20メートルということで、若干距離が違うんですけれども、これは何かあるんですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 私どもが作りました利用計画図に関しましては、もともと公図を参考につくらせていただいておりますので、その後に工事の業者のほうで現場をはかった図面が工事図面になっております。そこで差が出てしまっているんですが、現場を見ますと、この工事図面のほうが正しいかと思っております。

以上です。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 ちょっとよろしいですか。

図面に関してですが、配置図に記載された形で車が駐車できないと思いますが。いかがですか。

○参考人(H) 基本的に、例えば年末年始だとか、もう完全に会社が休みの日、車が全く動かない日にこの状態になる可能性があるということで、農業委員会事務局の方と話して、一番台数が多いときということで作成しております。先ほども説明いたしましたとおり、一年に一回あるくらいの状態ですが、駐車できる図面で作成しております。

○柴崎議長 今回は、寸法等、もう少し分かり易い図面を作成するようにお願いします。

○参考人(H) はい、わかりました。

○柴崎議長 基本的には分かるんだけども正確をお願いします。

○参考人(H) はい。

○柴崎議長 それから、借りる会社ですけれども、江戸川区からこちらに移るというのは、どういう理由ですか。

○参考人(H) 理由書にも書かせていただいたとおり、お客様がこちらに多いという理由もあるんですが、今回、事務所を和光市内で借りていただく予定で、今、そちらの契約のほうも進めておまして、事務所自体を和光市に開設する予定になっております。

○柴崎議長 はい、わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、どうも本日はご苦労さまでした。

○参考人(H) ありがとうございます。

○参考人(I) ありがとうございます。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、ご意見ある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 採決を行ってよろしいですか。

では、採決に移りたいと思います。

この議案を許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2-2号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2-2号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第2-2号について補足説明をさせていただきます。

本案件も農地法第4条許可申請承認でございますが、本案件は、特例ではありますが、追認という形で、現在転用されているものを後から許可するという形になります。

まずは概要をご説明いたします。

本案件は、申請人の父が、都市計画法の区域決定がされる前から、最初は鉄工所経営者に資材置場として貸していたことから始まり、現在は3区画に分けてそれぞれ法人に貸している状況でございます。

現在使用している3社でございますが、土地利用計画図もあわせてご確認いただければと存じますが、1社目が東京都練馬区下石神井*-*-*、株式会社J、2社目が東京都板橋区西台*-*-*、有限会社K、3社目が和光市白子*-*-*、株式会社Lとなっております。

申請に至った経緯としましては、申請者が今後も貸資材置場及び車両置場という形で当該申請地を利用していく中で、土地の固定資産税も雑種地として評価されており、長年税金を払い続けております。相続税も雑種地評価で納税している状況も踏まえまして、この機会に地目変更を行いたいという考えに至ったものでございます。

今回は追認の案件ということで、県のさいたま農林振興センターの担当者と協議をしながら進めているところでございまして、審査も他の通常の案件とは異なるものとなります。

まず、都市計画法の区域決定される前から転用されていることの資料としまして、昭和45年当時の当該地の航空写真を提出しております。それから、当時の様子をよく知る方の聞き

取り調査を行い、48年前から資材置場及び駐車場であったことの証言を得られております。

周辺農地、生産条件への影響は、隣地農地が自己所有地ですので、影響はありません。

続いて、農地の区分ですが、農地法施行規則第43条第1号の転用可能な第3種農地と判断できます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も参考人の方を呼んでおります。入っていただきたいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請人本人のMさんに来ていただきました。

Mさん、本日はどうもご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

説明していただきまして、それから委員の皆さんからも質問を受けていただきますようお願いいたします。それから、挙手で発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

○参考人(M) 今日お願いいたします件は、昭和四十一、二年に私の父が鉄工所の経営者に資材置場として貸した土地の件なんですけれども、その後、形は変えながらも、駐車場としたり、一部資材置場として貸したりして、ずっと雑種地の扱いで今日まで来ております。

現在は3社にそれぞれ資材置場として貸しているわけでございますけれども、このところで調べたところ、農地転用の許可が取っていないということがわかりまして、それで農業委員会の職員の方並びに近くの方にいろいろ相談したんですけれども、農地転用の許可を出してもらうには、一度畑に戻さなければそういった許可が出せないという話になりまして、私も非常に困った次第なんですけれども、もう50年近く雑種地として使用し、その間、畑に戻すことも一度もなく、当然のことながら、税金も雑種地課税で徴収されておりますし、相続税も、当然、雑種地の評価で納税をしております。

そういったことで、事後承認のような形で大変申し訳なく思う次第ですけれども、できれば、いろいろ審議していただきまして、許可をいただけたらということで、今日、説明に上がりました。よろしく願いをいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問ある方。

では、吉田委員。

○吉田委員 1つだけ質問させてください。

今まで農業委員会から指摘をされたときはあるんでしょうか。

○柴崎議長 Mさん。

○参考人（M） 一度相談に伺ったときに、もう相当前から雑種地として使用しているということもあり、今までとそれほど変わらないような使用の仕方等をする分には、委員会としても、特別、もとに、原状復帰をなさないとか、そういったことまでは言いませんというようなお話はお聞きしました。

○柴崎議長 よろしいですか。

○吉田委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでは、ないようなので、本日はありがとうございました。

○参考人（M） よろしくお願ひします。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、今の件につきましてご質問、ご意見ある方。

加山委員。

○加山委員 過去にこういうような事例というのはあったんでしょうか。

○柴崎議長 事務局、どうでしょうか。

事務局、お願いします。

○事務局（青木） 現在、追認という、こういった形のものが認められないような状況でありまして、恐らく過去にも余りないような例ではあると思います。

○柴崎議長 加山委員。

いいですか。

ほかにご意見、ご質問。

石田委員。

○石田委員 登記簿が畑だから農業委員会ということで審議しているんですね。

○事務局（青木） 登記、要するに地目変更で登記所に、畑を今度宅地にするので、農業委員会の許可がないとそれができないということで申請したということです。

○石田委員 現況雑種地を審議して許可するという事なんですか。

○事務局（青木） はい。そうです。

○富澤委員 関連して。

○柴崎議長 富澤委員。

○富澤委員 要するに、申請に至ったということは、誰かの指導ですか。相談に乗ってからでないとこれは出てこないと思うんだけど、その辺はいかがなんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） Mさんご本人からお話をお伺いした形になるんですけども、Mさんが以前、農業委員会にもちょっとご相談があったということなんですけど、今後のことを考えて、早いうちに登記簿地目と現況地目を一致させておきたいというご意思があるということで、Mさんが、誰かからそういうお話があったということではなく、自発的に今回動かれてこういう申請に至ったという経緯でございます。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 ということは、ここで申請して通った場合は、登記簿地目が畑から雑種地に変わるということよろしいんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（青木） はい、そのとおりでございます。

○石田委員 ちょっと余分かもしれません。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 よろしいですか。

これ、資金調達計画書というのは必要ですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） これは県に相談しながら書類を用意していただいた形になります。全く資金は必要ないんですけども、0円ということで出してくださいということでしたので、そういう形でさせていただきました。

○柴崎議長 よろしいですか。

○石田委員 わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問、ご意見等あったら。

加山委員。

○加山委員 参考までに、これは結局、市街化区域じゃないからということですよ。市街化

区域であれば会長専決になるということですよ。

○柴崎議長 そうです。

○加山委員 わかりました。

○柴崎議長 一般的な案件ですと、さっきMさんが言ったみたいに、一回畑に戻して、また許可をとるという形になるんですけども、50年ぐらい資材置場になっているから、追認という形で、農地転用許可を認めましょうという内容になります。

それから、線引きの始まる前、昭和45年の市街化と調整の線引きが始まる前には建設していたので、違反転用ではないということになります。

では、採決してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、この議案が許可相当ということで賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 次にいきたいと思います。

議案第3号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第3号 農地法第5条申請承認について補足説明させていただきます。

補足説明させていただく前にご報告させていただきます。

前回の第8回総会の議案第2-1号にてご審議いただき、継続審議となりました案件ですが、代理人であるN事務所から、申請を取下げるという形になり、平成27年3月9日、取下げ申請を受理しております。

今回、同じ場所で別の借受人との賃貸借の内容で本申請が提出されております。

それでは、補足説明に入らせていただきます。

農地法第5条の許可申請は、権利の移転設定を受ける者の資金により農地を農地以外のもの

のに転用するための申請で、本案件は、申請地の所有者であるOさんと有限会社Pとの間で賃貸借権の設定を行い、賃借人である有限会社Pの自己資金で駐車場に転用するという申請になっております。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、賃貸人は、人手不足により規模縮小を考えていたところ、戸田市で主として自動車整備工場を営む賃借人が、現在美女木3丁目で借りている駐車場の返還を求められ、代替地を探していることを聞き及び、賃借人の資金で造成を行う計画で合意し、申請に至っております。

なお、賃借人はリース業も営み、返還を求められている駐車場は、主にリース車両20台を駐車していますが、自動車整備事業の受注も大変増えており、本社工場敷地におさまらなくなってきているので、本社工場敷地に駐車しているリース用車両10台もあわせて本申請地に駐車する予定であり、敷地を拡張しての計画となっています。

続いて、転用の概要について説明いたします。

申請地は、北側を開口部として、幅13メートルの出入り口を設け、横断U字側溝及び浸透ますを施工し、グレーチング蓋を設置し、開口部以外の道路境界は2メートルの万能鋼板と2段積みブロックを設置します。

農地と隣接する東側隣地境界は、2メートルの万能鋼板とブロック2段積みで囲い、西側と南側隣地境界については、隣地で設置した既設のフェンスと3段積みブロックの脇に高さ2メートルの万能鋼板を設置します。場内全体は10センチの厚さで掘削し、砕石を20センチの厚さで敷いた後、5センチの厚さでアスファルト舗装をします。また、敷地境界から1メートルの範囲は、掘削後、砕石を25センチの厚さで敷き、転圧します。北側道路境界については、道路安全課と協議し、こちらは県道ですので、施工前に朝霞県土整備事務所と協議することになっておりますが、道路安全課に確認したところ、問題はないのではないかとということでした。

賃借人の有限会社Pですが、こちらは主に自動車の整備、修理及び板金塗装業、自動車リース業を主たる業務としており、今回の申請地には、リース用車両として4トンクレーン付トラック2台、2トンクレーン付トラック3台、4トンダンプ7台、2トンダンプ8台、ライトバン5台、普通乗用車5台の計30台を収容する予定です。

続いて、農地転用の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは他法令との調整は不要であり、計画に係る

資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しております。

次に、計画の妥当性ですが、今回の申請地の面積は約760平米ですが、現在使用している本社工場の駐車場が手狭となっていることも考慮すると、妥当な面積と考えられます。

次に、周辺農地、生産条件への影響ですが、隣接する農地は東側のみであり、万能鋼板を設置する予定になっており、周辺の営農には影響は少ない見通しです。

用排水や公衆衛生等への影響ですが、水道の設置は行いませんので、影響は少ない見通しです。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの利用を確約しております。

隣地農地所有者についてですが、転用計画について内容を説明の上、東側に隣接するQさんとRさんの同意を得ております。

次に、農地区分についてですが、申請地を含む街区の40%以上が宅地及び駐車場敷地に転用されているため、農地法施行規則第44条第2号、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を越えている状況であり、転用が原則許可される第3種農地と判断することが可能です。

説明は以上となります。

○柴崎議長 こちらも参考人を呼んでおります。

参考人に入ってくださいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

賃借人有限会社Pさんと賃貸人Oさんの代理人といたしまして、行政書士のNさんに来ていただきました。また、Oさんの代理人といたしましてSさんに来ていただきました。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

和光市農業委員会では、参考人の方に来ていただきまして、説明をしていただき、また、委員の皆さんからの質問にお答えするようお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

Nさん、お願いします。

○参考人(N) 今回、申請人、借受人となります有限会社Pは、戸田市美女木のほうで自動車整備業と、それからリース業などを営んでおりますが、工場内隣接地に10台程度、それから近くに20台程度の駐車場を借りております。このたび業務受注が多くなりまして、車の台数が多くなったので、置くところに悩んでおったところ、たまたまこの申請地を借り受ける

ということ、それと、20台程度借りておりましたところを返還の要求がありましたので、この申請に至ったものであります。

借受人のほうの事情としましては、Sさんよりご説明していただきますので。

○柴崎議長 Sさん、お願いいたします。

○参考人(S) Oさんより委任を受けまして参りました。Oさんは、農業を一生懸命やられていますが、そのおばあさんが膝を手術されて農業をやるのは本当に大変だそうなんです。

それと、その長男でありますOさんも、それほど体が丈夫じゃないので、今まで一生懸命やっていたんですけれども、体を大事にしたいということです。

そして、現地が水道道路にちょうど接道しているので、農業をやるにはいいんですけれども、何か飛び込むと怖いとかということで、飛び地なので、転用して、いい方に貸したいというようなご希望がありましたので、今回、こういうことで委員会のほうに提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、委員からの質問を受けたいと思います。

質問ある方。

石田委員。

○石田委員 結構、営業所から遠いようなんですけれども、戸田市でやられていて、駐車場がこちらのほうでも、仕事のほうには問題がないんでしょうか。

○柴崎議長 Nさん。

○参考人(N) 時間的には10分程度で来てしまうので、特に問題ありません。また、逆に近いということでこの地を選んだものですから。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 駐車場だけでしょうか。簡単な事務所を置くとか、そういうのはないですか。

○参考人(N) 置きません。駐車場です。リース業のほうのリースする車両置場ということです。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

吉田委員。

○吉田委員 Oさんも、多分、隣に資材置場ができて、そんな関係で、またあと水道道路の道路の際ということで、かなり畑の耕作がしにくいのかなというふうに思います。そんな中でそういうお話があって、駐車場にされるのかなと思うんですけれども、また今度、その隣に

も農地がありますよね。だからその農地の方には、そういう迷惑をかけないというか、耕作しやすいような環境をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○柴崎議長 よろしくお願ひいたします。

ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 ちょっと1点だけ。

さっき事務局の説明にもありましたが、前の県道との調整というか、その辺はもうされているのでしょうか。

○参考人(N) 施工業者のほうで調整はしております。

○柴崎議長 それはもう大丈夫なんですか。

○参考人(N) ええ。道路の出入り口には雨水対策のためにU字溝をつけますが、掘削等はありませんので道路には影響しません。

○柴崎議長 そうですか。はい、わかりました。

よろしいですか、他に質問ございますか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、質問はないようなので、どうも本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

○参考人(N) ありがとうございました。

○参考人(S) ありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、質問、ご意見等。

吉田委員。

○吉田委員 事務局に確認なんですけれども、前回の申請と代理人さんが同じ方だったと思うんです。それで、戸田市の住所も同じで、名前だけが違うような気がするんですけれども、これは戸田市も全部確認は行ってくれたのでしょうか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局(青木) 戸田市で借りている駐車場と、戸田市の本社工場へ現場確認に行っております。特に問題はない状況でした。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 あともう一つ。

前回のその業者の方とこの業者の方は、まるっきり違う業者ということでよろしいんですか。関係は一切ないということですね。

○柴崎議長 事務局、どうぞ。

○事務局（青木） 関係はない業者ということで伺っております。

○柴崎議長 よろしいですか。

○吉田委員 いや、いいんですけれども、大丈夫ですよ、確認とれていますよね、それはね。

○事務局（青木） 大丈夫です。

○柴崎議長 よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

この議案は承認されました。

議案第4号 農業委員会職員の任免の承認について

○柴崎議長 それでは、次に移りたいと思います。

議案第4号 農業委員会職員の任免の承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 職員の異動なんです、何かご意見とかご要望は。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。

では、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

それでは、局長から一言挨拶のほどお願いいたします。

○事務局長（川辺） このたび4月1日付で企画部政策課に異動になりました。私、2年間ということで、特に7月に改選になられた委員さんとは9カ月という大変短い期間でございました。大変お世話になりました。

私は、和光市の出身ですが、農家でもなく、また、市役所に入りまして、農業の関係は今回が初めてでございました。2年間、自分なりに和光市の農業というものをいろいろ勉強してきたつもりでございます。

今回の議案にも出ておりましたが、水道道路沿いの農地が徐々に減ってきているということとか、近いことだと、6月の集中豪雨ですね、あれで畑のほうから土砂流出があったということで、特に和光市の場合には、農地と住宅地が調和したような環境を保っていくことが大事なのかなと考えております。

和光市は、大変交通の便がいいところで、どんどん農地がなくなっているところでございます。先ほど冒頭に会長のご挨拶にもあったんですが、世間では農業委員会のお話がいろいろ出ておりますが、貴重な都市に残る農地を守っていくためには、やはり農家の代表である皆様方のお力が必要不可欠だというふうに考えております。

今後も、皆様方のご活躍と、それから市政に対するご理解とご協力をお願いしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○柴崎議長 よろしく申し上げます。

○新事務局長（深野） 皆さん、こんにちは。

このたびの人事異動で農業委員会事務局長並びに産業支援課長を拝命いたしました深野でございます。微力ではございますが、農業委員会の運営に一生懸命努めてまいりますので、4月からどうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

◎協議事項

①4月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 次に移りたいと思います。

次、協議事項①番、4月の農業委員会総会の日程について、事務局よりお願ひいたします。

○事務局（高橋） それでは、協議事項①の4月の農業委員会総会の日程についてですが、4月24日金曜日、27日月曜日、28日火曜日を提案させていただきます。24日、28日の場合は開始時刻が午後2時から、27日の場合は開始時刻が午前9時半からとなります。会場はいずれも第二委員会室となります。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

○柴崎議長 27日か28日でどうでしょうか。

(「午前、午後」の声あり)

○柴崎議長 午前でも午後でも。

28日は午後になってしまうと思います。

今のところの予定では、27日か28日で。

吉田委員は大丈夫でしょうか。27日、28日なら。

○吉田委員 大丈夫だと思います。

○柴崎議長 所用が入った場合は、そちらが終わってから参加していただくということでお願いいたします。

ほかの方はどちらでもよろしいですか。

(「27日のほうがいいです」の声あり)

○柴崎議長 では、27日の9時半でお願いいたします。

②平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

○柴崎議長 続きまして、②番、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) それでは、協議事項の②平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明させていただきます。

農業委員会では、毎年5月に新年度の目標及び活動計画の決定と前年度の活動の検証結果をまとめまして、ホームページ等で公表するとともに、国、県に報告しております。

これらの協議事項②では、5月に公表するための前段階といたしまして、事務局が作成いたしました点検・評価(案)についてご審議をいただきたいと思っております。

流れとしましては、本日の協議の結果に基づきまして修正等を行った点検・評価(案)を4月からホームページや農家だよりで公表いたしまして、約1カ月間、市内農業者の皆様よりご意見を募ります。寄せられたご意見を踏まえて、5月の総会で再度ご協議をいただきまして、和光市農業委員会の平成26年度の活動の点検・評価として正式に決定していただきまして、ホームページ等で1年間公表するとともに、国、県に報告する予定となっております。

事務局案については、議案書に同封させていただきまして、既にご覧いただけていると存じます。そちらにつきましてご審議をいただきたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてなんです
すが、何かご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。

とりあえずの案です。

いつから出しますか。

○事務局（高橋） 4月からです。

○柴崎議長 よろしいですね。

何かあったら、また事務局に連絡をお願いいたします。

③平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

○柴崎議長 続きまして、③平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） 協議事項③の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につ
いて説明いたします。

こちらは、協議事項②の点検・評価（案）と同様で、5月に正式決定する前段階として、
事務局で作成した平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について加筆、修
正等の必要があると思われる点がございましたら、ご意見をお願いいたします。

今後の流れについては、点検・評価と同じですので、恐れ入りますが省略させていただきます。

以上、ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

27年度の目標及びその達成に向けた活動の計画なんです、点検・評価と同じなんです、
何かご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

よろしいですか。

富澤さん。

○富澤委員 この3ページ目か、じゃなくて3枚目の違反転用への適正な対応のところ、転
用面積、違反が0.87、これだけが出ているんだけれども、これは何か教えてください。

○柴崎議長 どういうことかということですね。

○富澤委員 はい。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 違反転用面積につきましては、事務局のほうで調査等させていただいて、把握している面積をこちらに記載させていただいております。実際にどこがということは、こちらには載せられない状況ではあるんですけれども、その総面積が0.87ヘクタールという形になっております。

○富澤委員 26年度のまま持ってきたわけね。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） ですから、こちらはもう、要は違反転用の面積は増えていないということ
です。

○富澤委員 そういう意味ですね。

○事務局（高橋） はい、そういうことです。

○柴崎議長 ほかに質問等あったら。

加山委員。

○加山委員 今の関連なんですけれども、逆に言うと、じゃ、このままにしておくということ
なんですか。普通は、27年度は減るわけですよ。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（渡辺） 違反転用に関しましては、現状のような状態にあるものについては、改善
を行っていくのが農業委員会の役割でございます。ただ、時間が経過しているものについて
は、非常になかなか改善が難しい件はあるんですけれども、目標という状態ではなくて、タ
イミングを見つけて、事務局から何らかの改善の方策について検討しまして、対応について
考えていきたいと思えます。

○加山委員 わかりました。

○柴崎議長 私から1点だけ。ちょっと別で1つ事務局に。

認定農業者のこれは目標なんです、これはもっと増やしたほうがいいと思うんですけれ
ども、年間1人というんじゃなくて。

事務局、お願いします。

○事務局（渡辺） 確かにその認定農業者の目標が少ないかなというところがございました。
今、総合振興計画におきまして、認定農業者、平成32年度目標値としましては、50件という
経営体の認定を目標としております。これに即した形で目標値を再度検討させていただき
たいと存じます。

○柴崎議長 お願いします。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、これでホームページに載せるということで、何か他に改善点とかありましたら事務局に連絡するようお願いいたします。

④平成27年度農産物共進会実行委員会委員及び2015和光市民まつり実行委員の選出について

○柴崎議長 続きまして、④平成27年度農産物共進会実行委員会委員及び2015和光市民まつり実行委員の選出について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) 協議事項④の平成27年度農産物共進会実行委員会委員及び2015和光市民まつり実行委員の選出について説明いたします。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

今年も11月に2015和光市民まつりが開催される予定となっております、2015市民まつり実行委員会委員1名の選出依頼が来ております。

例年、農業委員会から1名の方を市民まつり実行委員として選出しており、選出に当たっては、まず農産物共進会実行委員の委員として3名の方を選出し、その中から1名の方に市民まつり実行委員をお願いする形となっております。

農産物共進会実行委員会は7月、8月ごろから始動する予定ですが、市民まつり実行委員会が4月から動き始め、会議へご出席いただく必要があるため、このタイミングでご協議していただくこととなります。

以上、3名の農産物共進会実行委員と1名の市民まつり実行委員の選出をしていただくよう、ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 昨年は石田委員と山田委員と加山委員をお願いいたしました。そして、市民まつりの実行委員は石田委員をお願いしていただきました。

今年なんです、どなたかやりたい方いらっしゃいましたら。

以前は、白子、下新倉、新倉と各地区で出していたんですが、このところ、もう委員の数が減ってきましたので、それにとらわれずに3名の方、お願いしたいんですが。

石田委員、去年と同様に市民まつりもお願いしたいんですが、実行委員のほう、どうでし

ようか。経験あるところで。

○石田委員 やりたいという方がいらっしやらなければ、引き受けさせていただきます。

○柴崎議長 よろしいですか。では、そういうことで、石田委員にお願いいたします。

あと2人なんですが、山田春雄委員、どうでしょうか。

○山田（春雄）委員 いいですよ。

○柴崎議長 では、山田春雄委員、お願いします。

○山田（春雄）委員 わかりました。

○柴崎議長 あと、畑中委員、いかがですか。

○畑中委員 はい。

○柴崎議長 では、山田委員と畑中委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

⑤その他

○柴崎議長 では、次に移ります。

協議事項⑤その他はありますか。

○事務局（高橋） 協議事項⑤その他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、①番、会長専決。

○事務局（高橋） 諸報告①の会長専決ですが、今月は3条が1件、それから4条が3件、そして5条が6件となっております。

今、写真をお返ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま写真を回しましたが、ご質問、ご意見あったらお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、会長専決は以上といたします。

加山委員。

○加山委員 番号2番のTさんの物件なんですが、これは土地の表示、白子三丁目になってい

ますけれども、一丁目ですよ。番号2番です。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（青木） すみません。白子一丁目が正しいことになります。申し訳ございませんでした。

②平成27年度農業関連予算の説明について

○柴崎議長 続きまして、②平成27年度農業関連予算の説明について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（高橋） 諸報告②の平成27年度農業関連予算の説明をいたします。

こちらもお手元に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

和光市の予算につきましては、3月議会にて議決を得て決定いたしました。農業関連予算である平成27年度の農林水産業費の概要につきまして説明いたします。

和光市の農林水産業費につきましては、職員人件費を除く農業委員会費と農業振興費の二本立ての予算となっております。農業委員会費関係で4事業、農業振興費関係で4事業という形となっております。トータルで平成26年度予算が3,392万円、平成27年度が1,628万1,000円で、前年に比べてマイナス1,763万9,000円、前年度比が48%となっております。全体として大幅なマイナスとなっておりますが、農業振興費の都市農業支援におきまして県の補助金を活用して実施していた和光産農産物等PR事業が終了したことに伴い、予算が減額となったことによるものです。

それでは、まず、農業委員会の農業委員会費、1、農業委員会運営ですが、2ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、農業委員会を運営する経常経費です。農業委員11名分の報酬、旅費、また総会の参考人として出席された方への費用弁償や会長交際費、参考図書購入費、総会の飲料費、埼玉県農業会議主催研修の際のバス借上料となります。また、農業委員会総会の議事録作成に伴う業務委託料を予算計上しております。

続きまして、農業委員視察研修ですが、こちらは先進地視察研修に伴う各種経費で、視察先への謝礼、旅費、バス借上料を予算計上しております。平成26年度は、茨城県常陸太田市の水府愛農会と茨城県行方市のくらぶコアにて視察研修を実施いたしました。

続きまして、3、農業委員会事務局運営ですが、こちらは事務局の経常経費及び負担金として、埼玉県農業会議、北足立農業委員会連絡協議会、朝霞地区農業委員会連絡協議会に対

する各種負担金を予算計上しております。

続きまして、4、農地情報管理システムについてですが、農地情報システムに反映させる住民基本台帳データ及び固定資産税データの更新等に伴う経費及び農地台帳システムの事務機器リース代等でございます。システムは、株式会社両備システムズの農地台帳システムを平成20年より導入しており、引き続き平成25年10月より5年間のリース契約をしております。本年4月からは、農地台帳の公表事務につきまして、当該システムを利用します。

続きまして、農業振興費に移りたいと思いますので、次のページをご覧ください。

まず、5、農業振興業務ですが、各集落支部長に対する謝礼、農業振興業務に係る旅費、需用費になります。また、各種負担金として、埼玉中部農業共済組合の負担金を計上しております。

続きまして、6、農地環境保全対策ですが、優良農地の保全対策及び畑の土砂流出抑制対策事業の実施として、景観作物栽培管理団体への謝礼、坂下土地改良区内清掃管理団体への謝礼などと、花景観形成作物種苗配布、土砂流出防止作物種苗配布費用等を計上しております。

続きまして、7、都市農業支援につきまして、26年度実施の軽トラ市に関連した消耗品費、農業用の廃プラスチックの収集処理手数料を計上しております。また、都市農業支援補助金、都市農業推進協議会補助金、農業後継者事業補助金、農業近代化資金利子補給と農業者及び農業者団体が実施する事業に対する支援をしております。

最後に、8、市民農園管理運営ですが、市民農園利用者等の休憩施設として設置した農業体験センターの管理運営のための経常経費です。センター運営や市民農園管理の委託料のほか、需用費や光熱水費、修繕費などを計上しております。

予算概要の説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

農業予算なんですが、何かご質問等あったらお願いいたします。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 1つ。

各予算、かなり減らされていたり現状維持が多いんですが、農業委員視察研修費は1,000円上げていただいているみたいなんですが、何か意味がありますか、1,000円のアップには。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） こちらにつきましては、消費税等々の関係で金額が多少増えるだけでござ

いまして、前年度から見て増額ということではございません。

○柴崎議長 今年バス代が大幅に上がったと聞きましたが、それは反映されていないようですが、来年はもっとバスが小さくなったりしますか。

○事務局（渡辺） 実は平成26年4月1日から、運輸省から示されましたバス運賃の最低賃金の改定がございまして、バスの使用時間、走行距離によりまして最低賃金が示されております。この関係で、バス代が、金額が上がっているような状況でございまして、こちらの上昇の分につきまして、27年度予算に反映はできていない状況でございます。

ただ、この予算の範囲内で行える視察ということで提案したいと考えておりまして、近隣の自治体においても、先進的な活動をされている都市農業の事例がございますので、そういうところを中心に視察先の選定を行いたいと考えております。

○柴崎議長 わかりました。

ほかに質問ある方。

加山委員。

○加山委員 都市農業の支援ですか、これ170万円ほど減額されているんですけども、この3ページを見ると、この部分に、どれが、どの部分が減らされたんですか。

○柴崎議長 1,700万円じゃなかったですかね。

事務局。

○事務局（渡辺） こちらにつきましては、平成26年度、和光産農産物PR事業としまして、県の緊急雇用創出基金事業の補助金を活用した農産物のPR事業を25年度、26年度にまたがって実施してございました。これにつきまして、10割の補助金で運用してきたもので、その部分がほとんどこの金額に当たっておりまして、これが1年間の事業期間を終了いたしまして、その部分が見た目上減額されたように見えるんですけども、平成24年度の水準に戻ったというような形になります。

○柴崎議長 ほかによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 じゃ、平成27年度農業関連予算の説明については以上といたします。

③その他

○柴崎議長 諸報告③その他、事務局、お願いします。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告のその他といたしまして、先の平成27年3月の定例市議

会におきまして、市政に対する一般質問といたしまして、農業委員会業務に関連する質問がございました。こちらの内容についてご報告をさせていただきます。

3月議会におきまして金井伸夫議員から、発言事項、農業政策に関しまして、農業委員会に関する質問がございました。質問の要旨といたしましては2つございまして、1番目が、農業委員会による農地の利用状況調査についてという内容であります。2点目が、和光市における農業委員会の設置の必要性といったような内容の質問でございました。

1番の利用状況調査につきましては、今年度実施されました6月及び10月の農地の利用状況調査の状況ということで、農業委員会から指導を行った件数や面積、また、指導に対する改善状況の内容を問うものでした。

2問目につきましては、農業委員会の設置の必要性につきまして、農業委員会法では、農業委員会を必ず設置しなければならない面積につきまして200ヘクタールを示されておりますが、和光市の農地面積がこの数値を下回っておることから、農業委員会を設置しなくてもよい市となりますが、市長の裁量によりまして農業委員会を設けていることに対しまして、農業委員会を設置する理由についてを問う内容となっております。

この質問に対しまして答弁につきましては、市民環境部長が行っております。この答弁内容について、答弁書のほうを読み上げさせていただきます。

発言事項1の農業施策について、初めに、(1)農業委員会による農地の利用状況調査についてお答えします。

農地の利用状況調査については、農地法第30条の規定に基づき、毎年1回、その区域内の農地の利用状況についての調査を行うことが農業委員会に義務づけられています。和光市農業委員会では、農地利用者に農地の適正利用を促すため、毎年6月と10月に利用状況調査を実施していると伺っております。

平成26年度につきましては、6月の調査において適正に利用がなされていなかった農地の合計面積は2万1,958平米、所有者は16名になり、その所有者に対し文書等による指導を行っています。また、10月の調査については、6月に指導対象となった農地に再度調査を行い、改善が認められた農地の面積9,944平米、所有者が8名になります。また、改善が認められなかった農地及び新たに適正に利用がなされていると認められなかった農地については、面積1万6,647平米、所有者は14名となり、その所有者に対して指導を行っています。

今後におきましても、農地の有効利用に向けて適正に調査及び指導を実施していくと伺っております。

次に、(2)和光市における農業委員会の設置の必要性についてお答えいたします。

農業委員会等に関する法律において、当市は農地面積が200ヘクタールを超えないことから、農業委員会を設置しないことができる市町村に該当しています。和光市においては、都市化の進展に伴い農地が減少し、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっておりますが、農地が持つ多面的機能を鑑みますと、都市部における農地をいかに保全するかが重要であると認識しております。

このような状況の中で、市から独立した行政委員会として、公平中立な事務を実施するとともに、農業者の自主的な組織として、地域の農地の利用調整等に積極的に取り組むなど、農業委員会の果たしている役割や機能は重要であり、今後の和光市の農業振興や農地保全に向けて的確な対応を図っていくためにも、農業委員会の設置を継続するべきであると考えております。

このように市民環境部長のほうから答弁をしております。

報告は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

今回、初めての試みですが、議会でも質問とかがあった場合は、農業委員会で報告するというので行いたいと思います。よろしく願いいたします。

その他の次、お願いします。

○事務局(高橋) 諸報告③その他の2点目として、3月31日をもちまして、埼玉中部農業共済組合より選出の山田利久委員が任期を満了されます。つきましては、山田利久委員よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○柴崎議長 お願いします。

○山田(利)委員 私、埼玉中部農業共済組合の推薦で農業委員をやらせていただきましたが、この3月で任期が終了ということになりました。4月からは二軒新田の加藤親次郎さんと交代いたします。

任期中は大変お世話になりました。さっきもありましたけれども、この農業委員会、なくてはならないものと私も確信をいたしました。農地転用許可、それと遊休農地対策、荒地対策等、皆さんにはますます頑張ってくださいと思います。

簡単ですが、以上とします。

○柴崎議長 どうもありがとうございました。(拍手)

今後とも第三者の目でもよろしく願いいたします。

ほかに。

○事務局（高橋） 以上です。

○柴崎議長 ご苦労さまでした。

田中委員。

○田中委員 農地の調査をした中で、今のところ改善がされつつあるところがありますか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 事務局で、問題となっていた場所について回っているんですけども、文書を送らせていただいた後、草を刈っている状況ですとか、あるいは耕運されているような状況ですとか、そういうものを確認しております、それでもまだその改善がされていない場所というのまだあるんですけども、それについて直接ちょっと連絡等をとって、改善していただくようお願いしているところでもあります。ただ、まだ連絡がとれていない方もいらっしゃいますので、これからご自宅に伺ったりとか、何度かご連絡をさせていただいて、そこについても改善をしていただくように働きかけてく予定でございます。

○柴崎議長 田中委員。

○田中委員 農業委員会の指導などに耳を傾けない、目をつけないという感じの方がいらっしゃるような気がします。遠くない距離にいると思うのですが、やっぱり適正利用を促すため、かなり厳しくやっていかないと、ただ、農業委員会にいろんなものの罰則を与えるものの権限があるかといったらないから、やっぱり勧告じゃないけれども、しっかりやっていったほうがよろしいかなと思います。一健全納税者としては極力それを望みたいほうなので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柴崎議長 調査で、名前が上がっている人ですか。

○田中委員 上がっていますね。

○事務局（青木） Uさんのところで、そちらにつきましては改善されておまして、今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明書も申請されておりますので、今後、農地を確認して、そちらを発行させていただきます。

○田中委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○柴崎議長 ほかに。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、閉めさせていただきます。

◎閉会

○柴崎議長 本日は長時間にわたり議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

それから、川辺局長、山田利久委員、ありがとうございました。今後ともご活躍をご期待、お祈りしております。

それでは、本日の農業委員会総会終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年6月26日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 田中 明

署名委員 萩原 正弘